

人間文化研究機構知的財産管理室規則

平成17年2月27日
人間文化研究機構規程第93号
平成21年5月12日改正
平成31年3月25日改正
令和4年3月31日改正

(目的)

第1条 この規則は、人間文化研究機構知的財産規程第5条に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）の知的財産管理部門の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 知的財産管理部門の名称は「知的財産管理室」（以下「管理室」という。）とし、機構本部に設置する。

2 管理室は、次に掲げる室員で構成する。

- (1) 機構長の指名する理事 1名
- (2) 事務局長
- (3) 事務局研究企画課長
- (4) 機構が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）の長が推薦する研究教育職員 各1名
- (5) 各機関の長が推薦する事務職員又は技術職員 各1名
- (6) その他機構長が必要と認めた者 若干名

(業務)

第3条 管理室は、次に掲げる事項の業務を行う。

- (1) 機構の知的財産戦略（諸規程案の作成を含む）の企画立案に関する事項
- (2) 各機関に置かれる知的財産委員会との連絡調整に関する事項
- (3) 大学共同利用機関知的財産本部との連絡調整に関する事項
- (4) その他機構の知的財産に係る業務で機構長が必要と認めた事項

(任命)

第4条 室員は、人間文化研究機構職員任免規程第2条第9号に定める「機構内併任」とする。

(任期)

第5条 第2条第2項第4号から第6号に掲げる室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第6条 管理室に室長を置き、第2条第2項第1号の者がその任に当たる。

2 室長は、管理室の会議を招集し主宰する。

(庶務)

第7条 管理室の庶務は、事務局研究企画課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は機構長が定める。

附 則

この規則は、平成17年2月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。